

## 答申第12号

### 第1 審査会の結論

1 草加市長（以下「実施機関」といいます。）が、平成21年10月27日付け草地第〇〇〇〇号公文書一部公開決定（以下「本件一部公開決定」といいます。）において、「新田駅東口地区まちづくり基本計画作成業務委託【報告書】平成20年3月」（以下「本件対象文書」といいます。）に関し、草加市情報公開条例（以下「本条例」といいます。）第7条第4号に該当することを理由として行った一部公開決定のうち、次に掲げる事項を公開しないこととした部分は、取り消すことが妥当であると判断します。

- ① 8ページ 「2-5. 地価の状況」の図。ただし、○枠で表示された各地点の各地価の上段部分及び当該部分に関する凡例中の説明部分を除く。
- ② 12ページ 「4) 人口計画」の第1文、7行目、8行目及びそれにつづく市販されている刊行物から引用された表と図
- ③ 14ページ 「3-3. 画地・街区の設計」の1行目、「1) 街区の設計」の1行目、4行目、7行目及び8行目の最初の句点までの部分
- ④ 23ページ 「4-1. 事業フレームの検討内容」の1行目から3行目まで、表のタイトル及び表の縦と横の項目欄の記載
- ⑤ 24ないし26ページ 各図面内の図面タイトル
- ⑥ 27ページ 「1) 施行前後の宅地価格と増進率の設定」の3行目以下全部
- ⑦ 28ページ 1行目
- ⑧ 29ページ 下段の表のタイトル及び表の全部
- ⑨ 30ページ 下から3行目
- ⑩ 32ページ 1行目、それにつづく表のタイトル及び表の縦と横の項目欄の記載。ただし、縦の項目欄のうち下から3番目の項目欄の記載を除く。
- ⑪ 33ページ 1行目、それにつづく表のタイトル及び表の縦と横の項目欄の記載。ただし、縦の項目欄のうち下から3番目の項目欄の記載を除く。
- ⑫ 35ページ 上段及び下段の各図の図面内の図面タイトル
- ⑬ 36ページ 表の縦と横の項目欄の記載。ただし、縦の項目欄のうち下から8番目の項目欄の記載を除く。
- ⑭ 37ページ 「3) 建物移転補償費」の1行目ないし3行目、4行目ないし7行目までの項目部分、8行目ないし10行目、及びそれにつづく図の見出しと図面内の図面タイトル
- ⑮ 38ページ 上段及び下段の各図面の図面内の図面タイトル

- ⑯ 39ないし42ページ 各○で囲んだ見出し番号（合計10か所）、見出し、及びそれにつづく見出しの語句の説明部分（合計13行）
- ⑰ 48ページ タイトル及び表の縦と横の項目欄の記載のうち54ページの「■街路整備事業費の積算（駅前広場、新田停車場線）」の表で公開されている部分と同一の部分
- ⑱ 52ページ タイトル及び表の縦と横の項目欄の記載のうち54ページの「■街路整備事業費の積算（駅前広場、新田停車場線）」の表で公開されている部分と同一の部分

2 実施機関が、本条例第7条第3号に該当することを理由として行った本件一部公開決定のうち、次に掲げる事項を公開しないこととした部分は、取り消すことが妥当であると判断します。

- ① 7ページ 下段の図
- ② 34ページ 「～ガス～」の2文目

## 第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成21年10月14日付けで、実施機関に対し、平成19年度「新田駅東口地区基本計画（案）作成業務委託」の成果品（書類一式）の公文書の公開請求（以下「本件公文書公開請求」といいます。）を行いました。

2 この請求について、実施機関は、異議申立人に対し、平成21年10月27日付け本件一部公開決定において、本件対象文書のうち調査地区の状況や区画整理設計、事業フレームの検討、実現化方策の検討に係る部分及びガス管（中圧管）の位置に係る部分を公開しないとする一部公開の決定を行い、異議申立人に通知しました。

3 実施機関は、一部公開と決定した理由として、本件一部公開決定通知書に調査地区の状況や区画整理設計、事業フレームの検討、実現化方策の検討に係る部分については「草加市情報公開条例第7条第4号に該当」、「公開しない箇所は、現在、関係機関や権利者との調整を図る中で継続して現況の把握や計画の検討を行っている段階であり、不確定要素を含んでいることから、公表することにより市民の間に誤解や憶測を招き混乱を生じさせるなど不利益が生じる恐れがあることから一部公開とする」と記載しました。

また、ガス管の位置に係る部分については、「草加市情報公開条例第7条第3号に該当」、「公開しない箇所は、Y株式会社のガス管（中圧管）の位

置を示しております。高圧管及び中圧管に関しては、Y株式会社の規定により安全管理上一般公開していないため、公開することにより犯罪の予防又は公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあることから一部公開とするものです。」と記載しました。

### 第3 異議申立人の主張趣旨

異議申立人の主張は、異議申立書、意見書、共通意見書及び意見陳述の内容を総合すると、次のとおりです。

#### 1 区画整理事業と情報公開について

草加市は土地区画整理事業をするとき、関係住民に内容、しくみ、問題点、工法、平均減歩率、住民の負担、疑問点を住民に説明し、承諾をもらう責任と義務があり、情報公開の義務があります。事業認可を受けた後に公開されても意味がありません。草加市は、区画整理を実施するために本音を隠し、住民を欺いています。このことを証明するためには情報公開が必要です。

また、条例に公開禁止の項目がなく公開するのが正当です。区画整理事業は住民に必要ありません。そのことを証明するためにも情報公開が必要です。

その他、諮問番号21-1ないし3に関する共通意見は、別紙のとおりです。

#### 2 本条例第7条第4号該当性について

すでに4年も経過しているのに不確定要素はあり得ません。仮に不確定要素があっても言うべきです。それが説明です。不利益は草加市のみで住民には起きません。住民が対応できないように事業計画書に対する意見書を出させないようにしています。また、地方公共団体内部における審議、検討、協議情報ではなく、公開しても不当に市民を混乱させません。

新田駅東口地区は、地域住民との協働によるまちづくりを進めており、地域の方々の意向を反映した計画づくりを進めていると説明していますが、地域住民の意向を聞かず、勝手に土地区画整理事業を進めています。

また、実施機関は方向性が定まった部分については、随時、関係権利者に公表し、調整を図っているとありますが、今まで公表したことはありませんし、聞いても説明しません。

実施機関の理由説明書には、草加市では今年度作成している現況測量図を基に、関係機関や関係権利者との調整を踏まえ、基本計画（案）を修正する中で平均減歩率を算出し、今後予定している基本計画修正案の説明会において平均減歩率を公表する旨、関係権利者の皆様に説明をしております、とありますが、今言うのと何が違うのか解りません。認可の直前に減歩率を言う

つもりです。仮に言っても数値のみで根拠を言わないつもりです。草加市は関係権利者に平均減歩率、数値の根拠を公表すべきです。公表しないと住民は負担を知ることができません。さらに、住民は計算の間違いを指摘できず数値を鵜呑みするしかできません。測量しないと平均減歩率が出ないというならば4年前から測量を行えば良いことです。

また、実施機関の理由説明書には、清算金につきましては、通常、工事完成後に額が確定するため、土地区画整理事業では負担額を明らかにしないまま合意を得て事業を進めることが一般的ですが、事業を円滑に進めるためには、権利者の混乱を招かぬよう工夫しながら権利者の負担の概略について説明していくことも検討しております、とあります。しかし、負担額を明らかにしないまま合意を得て事業を進めることが一般的ではありません。住民は清算金分からないまま合意する義務はありません。また、権利者の混乱を招かぬよう工夫しながら、とありますが、草加市が権利者の混乱を招いているのであり、情報を公開しても権利者は混乱しません。

さらに、実施機関は、異議申立人の主張する事柄は、今後の事業の進捗に合わせて関係権利者に説明をしていく内容となっております、と言いますが、これまで草加市はそのようなことは言いませんでした。

実施機関が情報を公開しないと住民が損をして大打撃を受けます。住民に事業の内容を言わないで区画整理事業を進めるのは駄目です。仮に不確定要素があっても言うべきです。それが説明です。公開しても不当に市民を混乱させません。

特に公開を希望するのは次のとおり。

- ・ 12Pの市有地の活用、人口計画、土地利用計画
- ・ 13Pの土地利用方針図
- ・ 18Pの配置計画の検討
- ・ 19Pの公園緑地の設計
- ・ 20Pの排水施設の設計
- ・ 20P、21Pの雨水流量抑制施設の検討
- ・ 23～33Pの事業フレーム（減歩率、事業費）の検討
- ・ 34～35Pの施行後土地利用地積（土地利用計画図）
- ・ 36～42Pの4-4支出（概算事業費）の検討
- ・ 43～45Pの補助財源の検討
- ・ 46～53Pの事業フレーム
- ・ 54～55Pの買収方式
- ・ 56Pの比較表
- ・ 59～66Pの実現化方策の検討

### 3 本条例第7条第3号該当性について

実施機関は、ガス管に係る部分については、Y株式会社（以下「Y」といいます。）において、安全管理上、高圧管及び中圧管の位置を一般公開していないと主張しますが、Yの発言が証明されていません。一般的に住民はいつでも自宅へのガス管の配管状況を聞くことができます。

## 第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、理由説明書及び口頭説明の聴取内容を総合すると、次のとおりです。

### 1 本条例第7条第4号該当性について

新田駅東口地区は、地域住民との協働によるまちづくりを進めており、地域の方々の意向を反映した計画づくりを進めているところです。基本計画（案）については、新田駅東口地区まちづくり推進協議会が中心となり整備の方向性をまとめた「まちづくり住民提案書」を基に草加市において作成したもので、方向性が定まった部分については、随時、関係権利者に公表し調整を図っているところです。しかし、それ以外の部分については、現在、関係機関等との調整を継続して行う中で、現況の把握や計画の検討を行っている段階であり、不確定要素を含んでいることから、公開することにより市民の間に誤解や憶測を招き、不当に混乱を生じさせるなど不利益が生じるおそれがあります。このため、本件対象文書については、本条例第7条第4号に該当すると判断し、一部公開としました。

### 2 本条例第7条第3号該当性について

ガス管に係る部分については、Yにおいて、安全管理上、高圧管及び中圧管の位置を一般公開していないため、公開することにより犯罪の予防又は公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから本条例第7条第3号に該当すると判断し、一部公開としたものです。

### 3 草加市の説明責任及び市民の知る権利について

異議申立人からは、新田駅東口地区土地区画整理事業の計画内容や平均減歩率等権利者の負担に関する草加市の説明責任及び市民の知る権利について主張されております。

草加市では平成19年度に土地区画整理事業の基本計画（案）を作成し、事業内容について関係権利者に対し説明会やアンケート等を実施してまいりました。現在、商店街の再配置や狭小宅地対策のための「共同化」について

関係権利者を交えて検討をするとともに、現況調査や関係機関との調整を行うなど基本計画（案）の修正に向けた検討を行っている段階であります。よって、現段階では不確定要素を多く含んでいることから混乱を招かないためにも詳細については公表しておりません。とくに、異議申立書に記載されている住民の負担（減歩率や清算金）については、住民が最も知りたい情報であるため慎重に取り扱う必要があると考えております。

異議申立人が公開を主張する平均減歩率（公共減歩率）の算出に当たっては、公共用地の面積を確定するため、現況の調査等に併せ、基本計画（案）の修正（事業区域や道路計画、公園の配置計画等の方針決定）を行う必要があります。このため、草加市では今年度作成している現況測量図を基に、関係機関や関係権利者との調整を踏まえ、基本計画（案）を修正する中で平均減歩率を算出し、今後予定している基本計画修正案の説明会において平均減歩率を公表する旨、関係権利者の皆様に説明をしております。

また、清算金につきましては、通常、工事完成後に額が確定します。このため、土地区画整理事業では負担額を明らかにしないまま合意を得て事業を進めることが一般的ですが、事業を円滑に進めるためには、権利者の混乱を招かぬよう工夫しながら権利者の負担の概略について説明していくことも検討しております。

このようなことから、異議申立人の主張する事柄は、今後の事業の進捗に合わせて関係権利者に説明をしていく内容となっております。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査に当たっての基本的考え方

本条例は、第1条において、「この条例は、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするため、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市民による市政への監視の下に、より公正で開かれた市政を推進し、市民の市政への参加の促進に資することを目的とする。」と規定するとともに、第5条において、「何人も、実施機関に対し、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。」と規定しています。

これらの規定は、本条例が市民の知る権利を保障し、市の諸活動についての市民に対する説明責任を履行する手段として「公文書公開請求権」を具体的な権利として保障していることを示しています。

したがって、本件異議申立てを審査するに当たって、当審査会は、本条例の上記のような趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限保障するこ

とを基本として審査することとします。

## 2 本件対象文書について

本件対象文書は、新田駅東口地区市街地整備事業において、株式会社Xが、草加市との新田駅東口地区市街地整備事業推進業務委託契約に基づき作成した成果品を、草加市都市整備部地域整備課が平成20年3月に報告書としてまとめた文書です。

## 3 新田駅東口地区市街地整備事業の経緯

実施機関の説明によると、新田駅東口地区市街地整備事業は、次のような経緯で進められています。

### ア 昭和63年度～平成12年度

草加市が土地区画整理事業の計画を作成し地元の説明を行ったが、理解が得られず区画整理事業を断念

### イ 平成13年度後半～平成16年度

平成14年度に新協議会を設立、地域住民との協働のまちづくりへ方向転換を図り、勉強会開催（計11回）

新協議会が、「まちづくりの基本的な考え方・まちづくりの方針」を作成し草加市へ提出

### ウ 平成17年度及び平成18年度

「まちづくりの基本的な考え方」を基に平成18年度には地区の整備方針や整備スケジュールをまとめた「まちづくり住民提案書」が作成され、住民が草加市に提出

計画案作成のため、「勉強会」や「検討会」、「路地ばた相談会（地域へ出向き、屋外で小規模説明会を開催）」等を開催

### エ 平成19年度

「まちづくり住民提案書」を踏まえ、土地区画整理事業を前提とした「まちづくり基本計画（案）」を発表

### オ 平成20年度及び平成21年度

新たな商店街づくり、駅前の顔づくりについて検討を深めるため「駅前・駅通り周辺地区土地利用検討会」や「共同勉強会」を開催

### カ 平成21年度末

「まちづくり基本修正計画（案）」を公表

### キ 今後

数年内に事業化に向けた合意形成、都市計画決定、事業認可の手續を順次進める予定

#### 4 本条例第7条第4号該当性について

##### (1) 本条例第7条第4号の解釈

本号は、公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性等が損なわれるときなどは、実施機関の審議、検討、協議等に関する情報を公開しないことを認めるものです。そして、「審議、検討又は協議に関する情報」とは、意思決定のために作成し、若しくは取得した資料又はその経過の記録等意思決定の過程において発生し、利用される情報をいいます。また、「不当に市民の間に混乱を生じさせ」と認められるものとは、意思決定の途上にある未成熟な情報を公開し、又は情報を尚早な時期に公開することにより、市民に誤解や憶測を与え、不当に混乱を生じさせると認められるものをいいます。

##### (2) 本条例第7条第4号該当性判断の基準

本件対象文書は、前述第5の2のとおり、平成20年3月に作成された報告書です。新田駅東口地区市街地整備事業は、前述第5の3のとおり、本件公文書公開請求がなされた平成21年10月においては、具体的な計画案の合意にも至っていない状況であり、関係機関等との調整を継続して行う中で、現況の把握や計画の検討を行っている段階でした。そのため、こうした未だ内部的意思決定がなされていない段階にあっては、不確定要素を公表することにより市民の間に誤解や憶測を招き、不当に混乱を生じさせるなど不利益が生じるおそれがあります。

とくに、検討過程における予想事業費、減歩率、補償費などの具体的数値は、それらを公開すると直截的な印象を与え、検討過程のものであっても、既定の数値であるかのように受け取られるおそれがあることは否定できません。そして、もともと本件対象文書が公表されることを予定されていない文書であるため、数値が概算でどの程度現実化する可能性があるかどうかについての説明がなされないまま、こうした数値が公開されることは、そのおそれを高くするものと考えられます。そのため、本件対象文書に記載された具体的数値のうち、以後の検討によって変更の可能性が高いと判断される数値及び変更は予定されていないものの未だ外部に向けて説明がなされていない数値については、当該部分は、具体的数値でありながら未確定なもの（以下「未確定な具体的数値」といいます。）であるために、「不当に市民の間に混乱を生じさせ」と認められるものとして公開しないことが妥当であると判断します。

また、図面についても、内部検討用に作成された実測に基づかない概略

図であって正確性が担保されていない図面である場合には、それらを公開すると当該図面が正確な実測によるものであるとの印象を与え、検討過程のものであっても、既定の実測に基づいた図面であるかのように受け取られるおそれがあることは否定できません。したがって、検討用に作成された正確性が担保されていない図面も、「不当に市民の間に混乱を生じさせ」と認められるものとして公開しないことが妥当であると判断します。

さらに、本件対象文書に記載されている実施機関の方針についても、その内容についてなお実施機関において検討の余地のある段階にあり、これを公開した場合、実施機関の意思について誤解や憶測を生じるおそれがあることもまた否定できません。したがって、すでに変更されたことが明らか過去の方針、及び未だ検討が十分になされていない、あるいは、検討がなされることにより変更の可能性が著しく高い方針（以下、「検討中であって未確定な方針」といいます。）については、市民に誤解や憶測を与え、「不当に市民の間に混乱を生じさせ」と認められるものとして公開しないことが妥当であると判断します。

これに対し、公表されている資料から引用された情報やすでに公開されている情報は非公開とする必要性がないため公開すべきであり、また、公開されていないとしても単なる項目やタイトルなどは市民に誤解や憶測を与え、「不当に市民の間に混乱を生じさせ」と認められるものには該当しないため、公開することが妥当であると判断します。

当審査会は、上記の基準に基づいてインカメラ審査を行い、本件対象文書の非公開決定部分が、上記のいずれかの基準に該当するか否かをそれぞれ検討しました。その結果は以下のとおりです。

### (3) 具体的検討

対象文書5ページ「**■業種別建物現況図**」は、検討用に作成された正確性の担保されていない図面であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

8ページ「2-4. 道路、市有地の状況 **■道路・市有地現況図**」は、検討用に作成された正確性の担保されていない図面であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

8ページ「2-5. 地価の状況 **■地価の状況図**」は、○枠で表示された各地点の各地価の上段部分及び当該部分に関する凡例中の説明部分を除き、公表されている地価公示価格、基準地価価格、相続税路線価であるため、公開すべきであると判断しますが、同図の○枠で表示された各地点の各地価の上段部分及び当該部分に関する凡例中の説明部分は、未確定な具

体的数値であり、公開しないことが妥当であると判断します。

12ページ「4) 人口計画」の第1文は事実を記載したにすぎず、また7行目及び8行目は一般的な方針を記載したにすぎず、それにつづく市販されている刊行物から引用された表と図は公表されている文献からの引用であるため公開すべきであると判断しますが、同ページの他の非公開決定部分は、未確定な具体的数値を含むものであり、公開しないことが妥当であると判断します。

13ページの「土地利用方針図」は、すでに変更されたことが明らかな過去の方針についての記載であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

14ページ「3-3. 画地・街区の設計」の1行目は、一般的な検討方針を記載してあるにすぎず、同ページ「1) 街区の設計」の1行目、4行目は、すでに公表されている情報であり、7行目及び8行目の最初の句点までの部分は、条例の内容が記載されているにすぎないため、公開すべきであると判断しますが、同ページの他の非公開決定部分は、未確定な具体的数値を含むため、公開しないことが妥当であると判断します。

15ページは、すでに変更されたことが明らかな過去の方針についての記載であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

18ページは、検討用に作成された正確性の担保されていない図面であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

19ページは、検討用に作成された正確性の担保されていない図面であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

20ページ及び21ページは、検討中であって未確定な方針についての記載であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

22ページは、検討中であって未確定な方針についての記載であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

23ページ「4-1. 事業フレームの検討内容」の1行目から3行目まで、表のタイトル及び表の縦と横の項目欄の記載は、他の部分において公開されている情報と同一であり、公開すべきであると判断しますが、同ページの他の非公開決定部分は、検討中であって未確定な方針についての記載であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

24ないし26ページ 各図面内の図面タイトルについては、他の部分において計画案が3通りあることが公開されており、すでに公表されている情報であるため、公開すべきであると判断します。

27ページ「1) 施行前後の宅地価格と増進率の設定」の1行目及び2行目は、検討中であって未確定な方針であるため、公開しないことが妥当

であると判断します。3行目以下全部については、すでに公表されている情報であるため、公開すべきであると判断します。

28ページ1行目は、すでに公開されている27ページの「1) 施行前後の宅地価格と増進率の設定」の項目内容の一部を表したにすぎないので、公開すべきであると判断しますが、同ページの他の非公開決定部分は、未確定な具体的数値とその算定方法を含むため公開しないことが妥当であると判断します。

29ページ下段の表のタイトル及び表は、すべて公表されている資料からの引用であるため、公開すべきであると判断しますが、同ページの他の非公開決定部分は、検討用に作成された正確性の担保されていない図面であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

30ページ下から3行目は、すでに公開されている27ページの「1) 施行前後の宅地価格と増進率の設定」の項目内容の一部を表したにすぎないので、公開すべきであると判断しますが、同ページの他の非公開決定部分は、未確定な具体的数値、及び検討用に作成された正確性の担保されていない図面であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

31ページは、検討中であって未確定な方針、及び検討用に作成された正確性の担保されていない図面であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

32ページ1行目、それにつづく表のタイトル及び表の縦と横の項目欄の記載のうち、縦の項目欄のうち下から3番目の項目欄の記載を除く部分は、単なるタイトルであるか、他の部分において公開された情報と同一であるため、公開すべきであると判断しますが、同ページの他の非公開決定部分は、未確定な具体的数値、及び検討用に作成された正確性の担保されていない図面であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

33ページ1行目、それにつづく表のタイトル及び表の縦と横の項目欄の記載のうち、縦の項目欄のうち下から3番目の項目欄の記載を除く部分は、単なるタイトルであるか、他の部分において公開された情報と同一であるため、公開すべきであると判断しますが、同ページの他の非公開決定部分は、未確定な具体的数値、及び検討用に作成された正確性の担保されていない図面であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

34ページ「4) 施行後土地利用地積(土地利用計画図)」の非公開部分は、検討中であって未確定な方針であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

35ページ上段及び下段の各図の図面内の図面タイトルは、すでに公開されている情報であるため、公開すべきであると判断しますが、同ページ

の他の非公開決定部分は、検討用に作成された正確性の担保されていない図面であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

36ページ、表の縦及び横の項目欄の記載のうち、縦の項目欄のうち下から8番目の項目欄の記載を除く部分は、他の部分で公開されている情報と同一であるため、公開すべきであると判断しますが、同ページの他の非公開決定部分は、未確定な具体的数値、及び検討中であって未確定な方針であるため公開しないことが妥当であると判断します。

37ページ「3) 建物移転補償費」の1行目ないし3行目、4行目ないし7行目までの項目部分、8行目ないし10行目は、建物移転補償の一般的な項目を羅列したにすぎず、それにつづく図の見出しは、単なる見出しにすぎず、また図面内の図面タイトルは、すでに公開されている情報であるため、公開すべきであると判断しますが、同ページの他の非公開決定部分は、未確定な具体的数値及び、検討用に作成された正確性の担保されていない図面であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

38ページ上段及び下段の各図面の図面内の図面タイトルは、すでに公開されている情報であり、公開すべきであると判断しますが、同ページの他の非公開決定部分は、検討用に作成された正確性の担保されていない図面であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

39ないし42ページまでの各○で囲んだ見出し番号（合計10か所）、見出し、及びそれにつづく見出しの語句の説明部分（合計13行）は、建築移転補償費の一般的な項目とその内容を説明しているにすぎないため、市民に混乱を生じるおそれはなく、公開することが妥当であると判断しますが、同ページの他の非公開決定部分は、未確定な具体的数値及びその算定方法を含むため、公開しないことが妥当であると判断します。

43ページないし45ページは、すでに変更されたことが明らかな過去の方針及び検討中であって未確定な方針であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

46ページないし49ページまでは、「1) 計画案(1)」に関する事業フレームですが、48ページのタイトル及び表の縦と横の項目欄の記載のうち54ページの「■街路整備事業費の積算(駅前広場、新田停車場線)」の表で公開されている部分と同一の部分は、すでに公開されている情報であるため公開すべきであると判断しますが、同ページの他の非公開決定部分は、検討用に作成された正確性の担保されていない図面、未確定な具体的数値、及び検討中であって未確定な方針を含むため、公開しないことが妥当であると判断します。

50ページないし53ページまでは、「2) 計画案(2)」に関する事

業フレームですが、52ページのタイトル及び表の縦と横の項目欄の記載のうち54ページの「■街路整備事業費の積算（駅前広場、新田停車場線）」の表で公開されている部分と同一の部分は、すでに公開されている情報であるため公開すべきであると判断しますが、同ページの他の非公開決定部分は、検討用に作成された正確性の担保されていない図面、未確定な具体的数値、及び検討中であって未確定な方針を含むため、公開しないことが妥当であると判断します。

54ページないし55ページまでは、「3）買収方式」に関する事業フレームですが、未確定な具体的数値、及び検討中であって未確定な方針を含むため、公開しないことが妥当であると判断します。

56ページは、検討用に作成された正確性の担保されていない図面及び未確定な具体的数値を含むため、公開しないことが妥当であると判断します。

57ページは、検討中であって未確定な方針であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

58ページは、検討中であって未確定な方針であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

59ページは、検討中であって未確定な方針であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

60ページ及び61ページは、検討中であって未確定な方針及び、検討用に作成された正確性の担保されていない図面であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

62ページ及び63ページは、検討中であって未確定な方針であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

64ページ及び65ページは、すでに変更されたことが明らかな過去の方針についての記載であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

66ページは、検討中であって未確定な方針であるため、公開しないことが妥当であると判断します。

## 5 本条例第7条第3号該当性について

本条例第7条第3号に該当するとして実施機関が非公開決定をしたガス管にかかる部分は、7ページ「■ガス現況図」及び34ページ「～ガス～」の2文目の2箇所です。

実施機関は、非公開の理由として、「公開しない箇所は、Y株式会社のガス管（中圧管）の位置を示しております。高圧管及び中圧管に関しては、Y

株式会社の規定により安全管理上一般公開していないため、公開することにより犯罪の予防又は公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあることから一部公開としたものです。」と記載しましたが、当審査会が実施機関に確認したところ、Yへの問い合わせは電話で行われ、Yから「規定により一般公開していない」と告げられたのみであり、実際にどのような規定によるかについてまでは確認がなされていませんでした。また、電話確認を行った際のメモも残していませんでした。

そのため、当審査会が事務局を通じてYに問い合わせたところ、Yから、図面については公開可能であること、また、道路上のガス管情報については原則として公開しているとの回答を得ました。

また、実施機関は、Yへの電話確認以外に、本条例第7条第3号に該当する理由を示していません。

したがって、Yが公開している情報について、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす」と考えられる事情はないため、当該非公開決定部分は、第7条第3号には該当せず、公開することが妥当であると判断します。

## 6 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり、実施機関が本条例第7条第4号に該当することを理由として行った一部公開決定は、その一部を取り消すことが妥当であると判断します。また、実施機関が本条例第7条第3号に該当することを理由として行った一部公開決定は、取り消すことが妥当であると判断します。

## 第6 付言

- 1 実施機関が本件対象文書について本条例第7条第4号に該当する情報が記載されているとして非公開と決定した部分のうちの一部には、本件一部公開決定において公開された情報と同一の情報を含む部分がありました。本件公文書公開請求が大量にのぼったこと、また、概括的な非公開決定をすることなく非公開部分を限定しようと試みた努力が伺われることを斟酌しても、公開・非公開の判断にばらつきが生じたことは遺憾といわざるを得ません。今後公開請求が大量にのぼった場合には、本条例第13条に基づき、公開請求の一部について公開決定の期限を延長するなどして、必要な期間を確保し、非公開決定の判断にばらつきが生じないように慎重な決定を行うことを求めます。
- 2 また、実施機関が本件対象文書について本条例第7条第3号に該当する情

報が記載されているとして非公開と決定した部分は、実施機関がYに対し、当審査会と同様の問い合わせを行っていれば、決定の際に、公開すべきと判断することが十分に可能であったと思われます。本条例第14条第1項の趣旨に鑑みて、実施機関は、第三者に関する情報については、積極的に当該第三者の意見を聴取し、慎重な決定を行うことを求めます。

## 第7 審査の経過

本件異議申立てに係る審査の経過は、次のとおりです。

- 平成22年 1月 4日 草加市長から諮問を受けました。
- 1月 4日 諮問実施機関に対して、理由説明書の提出を求めました。
- 1月15日 諮問実施機関から理由説明書が提出されました。
- 1月18日 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めました。また、口頭による意見陳述を希望するか照会しました。
- 2月 1日 異議申立人から意見書及び口頭意見陳述申立書が提出されました。
- 2月 2日 諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しました。
- 2月 4日 審査
- 2月 8日 諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書及び関係資料の提出を求めました。
- 2月16日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書及び関係資料が提出されました。
- 2月19日 異議申立人から追加意見書が提出されました。
- 2月23日 審査、インカメラ審査の実施
- 2月26日 諮問実施機関に対して、追加意見書の写しを送付しました。
- 諮問実施機関に対し、口頭説明聴取に係る関係職員の出席について依頼しました。
- 異議申立人に対し、口頭意見陳述の日時を指定しました。
- 諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書の提出を求めました。
- 3月 4日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書が提出され

- ました。
- 3月18日 審査、インカメラ審査の実施
- 3月19日 諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書の提出を求めました。  
異議申立人から関係資料が提出されました。
- 3月23日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書が提出されました。
- 3月30日 審査、異議申立人及び諮問実施機関から口頭説明の聴取
- 4月 1日 後藤仁委員の辞職により早川和宏委員へ交代
- 4月12日 審査
- 4月22日 審査、事務局調査結果報告（Y株式会社に対するガス管に係る情報管理の確認）
- 4月26日 諮問実施機関に対して諮問事案に係る関係文書の提出を求めました。
- 5月10日 諮問実施機関から諮問事案に係る関係文書が提出されました。
- 5月13日 審査
- 5月17日 諮問実施機関に対し、口頭説明聴取に係る関係職員の出席について依頼しました。
- 5月27日 審査、諮問実施機関から口頭説明の聴取
- 6月 9日 諮問実施機関から口頭説明聴取における指摘事項の回答文書の提出がありました。
- 6月17日 審査
- 6月24日 審査
- 7月15日 審査
- 7月29日 審査

平成22年8月25日

草加市情報公開・個人情報保護審査会

会長 右 崎 正 博

委員 大 井 法 子

委員 早 川 和 宏

## 別紙

- ・ 情報公開の判断基準を設定公表していません。
- ・ 草加市は住民からまちづくりをしてほしいと言うように仕向けています。その関係で東口協議会を作らせました。このことは議事録に載っています。
- ・ 説明会には賛成する一部の住民しか呼ばず、その説明会は、認可の時に草加市主催の説明会だと主張できるように開催させています。
- ・ 勉強会は偽善・方便です。
- ・ 住民提案書は草加市が委託でXに作成させたもので正当なものではありません。
- ・ 東口協議会の存在意義はなく草加市の傀儡です。
- ・ 共同化ビル事業の必要性について議論していません。
- ・ 駅前広場と駅前道路、南北道路の必要性と面積について検討が不十分で必要ありません。
- ・ 住民に嘘を言い騙しています。このため情報公開が必要です。
- ・ 草加市は範囲内の少人数の住民で区画整理事業の賛否を決めています。
- ・ 最初から買収はせず、区画整理以外あり得ないのに買収もあると言って油断させています。
- ・ 平均減歩率は平成20年3月には算出され、約20%と決まっているのに決まっていなと説明します。
- ・ 住民が平均減歩率を取られても換地後、同じ土地の価格になると説明しますがそれは嘘です。
- ・ 新田駅近くを商業地域に変えられるなどと出来ないことを出来るように言います。
- ・ 草加市は買収をしません。住民の土地を換地という手段で時価の7割弱で取りたいためです。
- ・ 草加市の言葉と言動には悪意があります。
- ・ 草加市のみが自分勝手にやり、住民は何もできません。
- ・ 草加市は回答も説明もしません。
- ・ 平成21年度後半に修正案の検討をするといいながらしません。このまま最後まで検討しません。
- ・ 越谷市と事業の進め方が違います。越谷市は説明会后1年以内に公開します。
- ・ 商店街の活性化・共同化の話をして時間を潰しています。商店街以外の人は1年以上呼ばれず説明を受けていません。
- ・ 草加市は区画整理事業で施行するつもりです。
- ・ なぜ、区画整理事業の話をしなないのか説明してほしいとお願いしましたが、説明してくれません。

- ・東口協議会へは非協力者だと入会させてくれません。住民がいた形式さえあればよいという考えです。
- ・草加市はアンケートを取りましたが反対の項目がありませんでした。しかし住民の4割は反対しています。
- ・賛成者が少なく不利なので今後はアンケートをとらない可能性が高いと思います。
- ・情報公開しないのは住民が内容を知る前に分からない状態でアンケートを取りたいのだと思います。
- ・賛否を判断するのに減歩率清算金は大事なことです、いくらとるか言わないで施行することはやってはならないことです。
- ・草加市は清算金の負担を換地後に言おうとしています、換地後では遅すぎます。
- ・平均減歩率は草加市が一方的に決めます。また、平均減歩率が分かると住民の負担が分かりますので、草加市は認可を受けてから言うつもりです。
- ・草加市はAブロックで市と面識のある一部の関連住民を事業の範囲から除外しています。その関係で東側の多くの住民を事業の対象外としています。
- ・業者と馴染みになり、範囲内の地区を知っているから随意契約とすることができるならばどんな委託業者でも最後まで継続することとなります。
- ・草加市は最初から住民に用地費と工事代の一部を出させるつもりで、出さないならやらないという悪意があります。
- ・反対の人などを無視するつもりです。
- ・異議申立人の土地をどうするか確約しませんし断定して言いません。
- ・勉強会で清算金をどう計算するか算定方法を言いませんから住民は分かりませんし判断できません。
- ・Cブロックを絶対必要だと言ったのに協議しないで勝手に外しました。
- ・勉強会で配布しただけで説明したことにしてしています。
- ・住民が反対出来るなら反対しろ、取ってやるという態度です。
- ・草加市は住民から土地を取ろうとしています。
- ・範囲をどんどん狭くされ、ほんの一部の住民が駅前広場と駅前通りの費用を出さねばなりません。
- ・買収でやる気がないから買収に対するアンケートをとりません。
- ・草加市は区画整理の範囲を住民に関係なく勝手に決めています。
- ・住民が聞きたいことは区画整理事業をいかにするか、したいのか、工期や負担や住民がどうなるのかを聞きたいのですが4年も言いませんし回答もしません。
- ・住民の負担の決定に住民はなんら関与できません。

- ・草加市が分からない、決まっていないというから反論も反対もできません。
- ・草加市が県の認可を受ければ、誰も止められません。
- ・草加市は申請者の質問にも回答しません。回答するともしないとも言いませ
- ん。
- ・事業計画への意見も公示後2週間以内に提出しなければならず、事前に準備が必要であり住民は不利です。
- ・草加市は個々の市民の事情も聞きません。
- ・住民が団結しないように個別に話す計画に切り替えました。
- ・草加市と協議会と業者は一心同体であり、住民から土地を取ることで協力しています。
- ・草加市は事業認可へ向け進めていることを隠しています。
- ・わざと無駄な金をかけ、何年もかけています。
- ・草加市は最初から住民に説明する気がなく住民に公開しません。
- ・住民が説明してほしいと言っても草加市は説明しませんし聞こうともしません。
- ・事業での土地の不足分を指摘しても説明しません。
- ・反対されそうな大事なことは言いません。
- ・草加市が住民に説明すべきなのにXが説明します。
- ・草加市は商店街の活性化など委託内容でないこともやらせています。
- ・住民は不利益を受けない利益になる情報公開を求めています。
- ・住民は草加市が知識を与えてくれるものと思っています。草加市はそう思わせ、錯誤させています。
- ・情報公開決定の非公開を求める草加市の主張は嘘、偽善です。
- ・情報を公開するとすべてが分かり解決します。
- ・草加市は勝手な自己都合と嘘と悪意から公開しません。
- ・草加市は住民に反対されそうなこと、不利なことは言わない方がよいと思っています。
- ・一刻も早く公開しないと住民が賛否を判断する時間がどんどんなくなります。
- ・草加市の利益と市民の知る権利を天秤にかけると市民のために公開すべきです。
- ・草加市が損をすることは認めます。しかし自業自得です。
- ・情報公開しても住民は何も混乱しません。住民が混乱するというのが住民に不利であることの証明です。
- ・区画整理事業に支障があると主張するでしょうが、住民に嘘を言い遂行すること自体、間違っています。
- ・情報を公開しないとかえって大混乱になり大トラブルが発生します。

- ・草加市は好きな時に都合のよいことを情報公開して良いと思っています。
  - ・情報を公開しないと草加市のやり方をなおす方法がなく、対抗する手段がありません。
  - ・情報を公開しないのは単なる情報の隠ぺい工作です。
  - ・草加市がやっていることの管理、チェック機能を果たすのが情報公開制度です。
  - ・公開しないと今後も公開しなくてよくなってしまいます。
  - ・草加市は都合の悪いことを住民が混乱するといいます。
  - ・請求対象の原本を見て調査すれば、すべてが分かります。
  - ・情報公開請求は市民の視点・感覚・経験を反映して尊重されるべきです。
  - ・買収は住民の負担が少なくなります。そのことは21年3月提出の業者の比較で草加市が言っていることが本当か分かります。
  - ・勉強会の議事録等で住民の言ったことなどが分かります。住民の言ったことを書かないから後日、証明されないように情報を公開しないのだと思います。
  - ・議事録を公開しないのは勝手に書き換え都合の良い議事録を作り認可を受けるためです。
  - ・議事録を公開しないのは地域整備課の詭弁がばれるからです。
  - ・議事録を公開しないと住民と約束したことが証明されません。
- (お願い)
- ・この意見書の項目について、草加市に事実かどうか文書で回答、反論させ、その回答文をいただきたい。
  - ・回答、反論がない項目は事実と認定していただきたい。
  - ・申請者の掲示板を見ていただきたい。
  - ・草加市が約束するなら住民に確約書を出したらどうだと言ってほしい。
  - ・草加市が実施したアンケートを見てほしい。
- (次のことを聞いてほしい)
- ・なぜ説明しないのか
  - ・直前に区画整理事業のことを言われても当然怒る。そのとき草加市はどうするのか
  - ・今後、交渉に来る人のことを考えているのか
  - ・混乱するというが、誰が、いつ、どんな立場の人がどんな理由で何を公開されると混乱するのか
  - ・4割以上も反対されているのになぜやめないのか